

教育センター通信

令和6年12月10日

No. 3

中野区立教育センター

所長 井元 章二

～ すべての子どものために、支援の中心として ～

「子どもは一人ひとりが違う存在、その違いをよさとして」

所長 井元 章二

「私と、小鳥と、鈴と」

金子みすゞ

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のように、
地面（じべた）を早くは走れない。



私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のように、
たくさんな歌は知らないよ。



鈴と、小鳥と、それから私、
みんな違って、みんないい。



大正から昭和時代初期の童謡詩人金子みすゞの代表作といわれる作品です。

人間も含めて世の中に存在するものは、できないこともあればできることもある、知らないこともあれば知っていることもある。その違いがあるからそれぞれ存在することができ、存在の価値があると、

受け止めることができます。

私たちは、周りの人のできるとかよく知っているとかで見てしまいがちです。しかし、みすゞに言わせれば、比べる必要はなく一人ひとり違っていいのです。みんなが違っていいのです。

私たちも子どもを一人の人間としてみるのが大事です。それは、他との比較ではなく、その子の努力する姿や成長する姿を認めてあげるということではないでしょうか。どの子にも成長の可能性が必ずあるのです。

そう思うと肩の荷が軽くなります。自分の子をきょうだいとか周りの友達とかと比べてみて、良いとか駄目だとか判断せず、変容を見てあげるようにしたらどうでしょう。

教育センターは、不登校を始めとする子どもの様々な発達・成長について教育面からサポートします。気になる場合にはご連絡ください。



みんなで考えよう「一人ひとりの人権」

12月4日(水)～10日(火)は国連「人権週間」になります。人権は、すべての人間が生まれながらに持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。人種・性別・身分などの区別に関係なく人間であることにより当然有するもので権利です。当然のこと子どもにも権利があります。子どもは、自分も友だちも一人ひとりが違うことを知り、それぞれの違いを大切にすることを学びます。人権週間には、学校はじめ子どもに関わる機関で子どもの権利に関する教育活動や啓発活動が行われます。ご家庭や知り合いと人権について話し合ってみてはいかがでしょうか。

研修ステーション

【初任者宿泊研修会】

今年度中野区に採用された先生方を対象に、夏休み中の2泊3日、初任者研修会が実施されました。会場は「中野区立軽井沢少年自然の家」です。田代教育長などから各学校で活躍するよう期待が寄せられました。

保護者や地域の皆様も、先生方に対して温かい眼差しで応援してくださいと励みになると思います。



【常設展示コーナー】

現在、中野区立の小・中学校で使用している教科書を展示しています。

中学校の教科書は、令和7年度から新しくなります。中野区立中学校で使用することが決まった新しい教科書も展示しています。また、日本国内の教科書会社が発行している各社の小・中学校用の教科書も展示しています。

これら教科書は区民の皆様もご覧いただけます。みらいステップ中野10階の研修ステーションで平日の9時～17時に開室しています。

教育支援室

夏以降に教育支援室で行われた主な行事を紹介します。

9月4日、調理教室「夏野菜カレー作り」を行い、参加者は用意された食材を切ったり、皮をむいたり、炒めたりして夏野菜カレーを作りました。食後には腹ごなしにビーチバレーボールを行いました。

9月25日、第2回「陶芸教室」で“まるっこ魚”という置物を作りました。講師の先生の指示に従い、空気が入らないように粘土をこねて「魚」を形作り、各自が違った素敵な“まるっこ魚”を作りました。

10月17日にVLP体験会を開催し、区内在住で学校に通いづらい児童・生徒およびその保護者を対象にVLPへの入室方法や活用方法について説明しました。その後、通信関連企業の方からスマホやケータイ等の正しい利用方法や、利用中のトラブルを未然に回避する方法について講演をしていただきました。

10月31日、理科実験教室で「きれいな結晶」を作りました。理科実験教室は学校に代わる居場所の一つである「フリーステップルーム」を体験する機会として企画されました。当日は通室生だけでなく学校に行きづらいつと感じている児童・生徒も参加し、食塩やミョウバン等を水に溶かし、それを蒸発させた後にできた結晶を顕微鏡で観察したり、スマホで撮影したりしました。

11月8日、多摩動物園への遠足を行い、参加者は動物たちと触れ合いながら動物クイズにチャレンジするなどして楽しい1日を過ごしました。また、人通りの多い場所や狭い場所では「広がらない」「大きな声で騒がない」などの基本的マナーを守り、トラブルもなく参加者にとって大変楽しい遠足となりました。

11月13日、第3回「陶芸教室」で第1・2回で成形した作品への色付け作業を行いました。最初に色付用の「釉薬」を作り、それを作品に付けました。難しい作業に苦戦していましたが、徐々に慣れてスムーズに色付けができるようになっていきました。



教育相談室



～新年を迎えるにあたって～



一年を締めくくり、新たな年を迎える年末年始。

年末年始は、様々なイベントや普段会えない家族に会う機会が増えるなど、楽しみもあり、慌ただしい時期でもあります。

一年を振り返ると、様々な感情が浮かんでくるでしょう。楽しいことがたくさんあったなと嬉しくなったり、目標にしていたことが達成できず後悔したり、来年は新たなことに挑戦しようといった期待や不安など、様々です。子どもたちも大人と同じように様々な感情を抱えていると思います。

年末年始は心とからだをリセットする貴重な時間でもあります。忙しい中ではありますが、ゆったりとした時間を家族で過ごすのもよいでしょう。

普段はできないことを子どもたちと一緒に取り組んでみることで、家族の会話が生まれたり、子どもたちの成長を感じ新たな一面を発見したりすることもあるかもしれません。

ぜひ子どもたちの話に耳を傾け、一年を振り返り返ることで、新年の抱負を膨らませるような時間を作っていただけたらと思います。

心とからだの状態を整えることで、より良い一年をスタートさせることができるでしょう。

お困りのことがあれば、教育相談室の電話相談もありますので、ご利用ください。



スクールソーシャルワーカー(SSW)



今回は、**スクールソーシャルワーカー**をより身近に感じてもらうために、私たちが日ごろ感じていること、大切にしていることをお届けします！

秋から冬にかけては子どもも大人も体調を崩しやすい時期です。

学校では、行事が増える時期でもあります。

学校行事といえば、クラス全体で取り組むことが増えたり、普段の学校とは違う雰囲気になったりしますが、そういった変化が楽しみな子もいれば、そうでない子もいます。中には、普段学校に行っていないけれど、行事だったら行けるかも…と思える子もいるかもしれません。

スクールソーシャルワーカーは、こうした子どもたちそれぞれの学校行事に対する気持ちや、向き合い方に寄り添うことも大切にしています。



相談先 申し込み方法

詳しくは教育センターのホームページをご覧ください。



教育相談室

1 《教育相談：来室による継続相談》 申し込み・お問い合わせ電話 03-5937-3074
月・水・木・金 午前10時～午後7時 火・土 午前10時～午後6時

※来室による継続相談は予約制です。

2 《電話教育相談：電話による相談》 電話 03-5937-3083

月・水・木・金 午前10時～午後6時 火・土 午前10時～午後5時

※相談の対象 中野区立の学校（園）に通っている、または中野区に在住する、年少年齢から18歳までのお子様及びその保護者

※日曜日・祝日・年末年始休業日は除きます。

教育支援室

教育支援室への通室をご希望の場合は、まず、学校の先生に相談してください。その後、学校と教育支援室で見学日時を調整します。（通室先は、教育センター、中部分室、南部分室があります。）

見学後、体験通室を実施し、本人・保護者・支援員等で面談を行い、お子さんにあった支援について相談します。

教育支援室に入室することが決まったら、学校と相談して要請書を提出するとともに、入室説明の日時を相談してください。 《教育支援室：見学・体験相談》 03-5937-3044

スクールソーシャルワーカー（SSW）

○申し込み方法

話しやすい先生に「スクールソーシャルワーカーに相談したい。」とお伝えください。担任の先生、保健室の先生、副校長先生、校長先生など、どの先生でも大丈夫です。

○相談日時

月～金曜日（祝日を除く）、午前8時30分～午後5時15分

○相談場所

学校や教育センター、ご家庭など、柔軟に対応させていただきます。どのような支援が必要か、一緒に考えます。安心してお話していただける場所を教えてください。

学校に行きづらい子のための相談窓口



お子さんが学校に行きづらい状況があり相談したい、または支援してもらいたいが、どこに相談すればよいかわからないときにご相談ください。適切な相談場所をご案内します。

電話：03-5937-3146
受付時間：平日10時～16時

NEW 中野区ホームページ リニューアル

お子さんが学校に行きづらい状況があり相談したい、または支援してもらいたいなどといった場合に、利用できる相談先・窓口をまとめたページを作成しました。上記の相談窓口と合わせて、ぜひ、ご利用ください。

